

# 破碎業のみなさまへ

## 1 破碎業の許可

- 解体自動車の破碎前処理（プレス、せん断）又は破碎処理を行う事業者（以下「破碎業」という。）は、業を行おうとする事業所の所在地を管轄する静岡県知事又は静岡市・浜松市の市長の許可を受けなければなりません。
- 許可制度開始時（平成16年7月1日）に破碎業を行っており、廃棄物処理法で業（産業廃棄物の処分業）の許可を受けている事業者は、許可制度開始から3ヶ月以内（9月末日まで）に届出を行えば、自動車リサイクル法の破碎業の許可を得ることができます。
- 許可を受けずに解体自動車の破碎前処理又は破碎処理を業として行った事業者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

### (1) 許可の申請

許可申請は、破碎業許可申請書【国様式第8号】に従って作成し、添付書類を添えて申請してください。なお、申請の際には破碎業許可基準を満たす必要があります。

### (2) 添付書類

『破碎業の添付書類一覧表』の「新規」に示す書類を添付してください。

### (3) 提出部数

正本1部・副本2部

### (4) 提出先

『提出及び問合わせ先一覧表』を参照し、提出してください。

### (5) 申請手数料

	静岡県	静岡市	浜松市
申請手数料	84,000円	84,000円	84,000円
手数料納付方法	静岡県収入証紙 添付	窓口より納付書を受取り、指定金融機関で納付	窓口で徴収

### (6) 許可証の交付

- 許可した後、申請者に破碎業許可証を交付します。
- 許可ができない場合は、理由を示して申請者に破碎業の不許可通知書を交付します。

### (7) 標識の掲示

許可を受けた事業者は、平成17年1月1日（本格施行）以降、事業所ごとに許可証若しくは下記の要件を満たした標識を公衆の見やすい場所に掲示してください。

- 縦・横20cm以上の大きさであり、破碎業者であることを示すもの
- 氏名又は名称及び事業の範囲、許可番号を記載したものであること

# 破碎業の許可基準

## 1 事業の用に供する施設の基準

### (1) 解体自動車保管施設

①他人の立ち入りを防ぐ囲い等が周囲にあり、保管場所が明確であること。

### (2) 破碎前処理施設

①廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないような措置が講じられていること。

### (3) 破碎施設

①産業廃棄物処理施設（処理能力5 t／日以上）の設置許可（変更許可）を受けていること。  
②それ以外では、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないような措置が講じられていること。

### (4) 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）、破碎前処理後の保管施設

①保管するための十分な容量を有する施設であること。  
②床面を鉄筋コンクリートで築造する若しくはそれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。  
③保管に伴い汚水が生じ、かつ流出する恐れがあるならば、十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝が設けられていること。  
④屋根、覆いその他雨水等がかからないようにするための設備を有すること。  
（但し、十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝を設けることやその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事務所からの流出が防止できる場合は必要ない。）  
⑤飛散又は流出することを防止するため、側壁やコンテナ等の設備を有すること。

## 2 申請者の能力の基準(標準作業書ガイドライン参照)

### (1) 次の事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること

①解体自動車の保管方法  
②破碎前処理を行う場合にあっては、その方法  
③破碎を行う場合にあっては、その方法  
④排水処理施設の管理方法（これらを設置する場合に限る。）  
⑤自動車破碎残さ、破碎前処理後の保管方法  
⑥解体自動車の運搬方法  
⑦自動車破碎残さ、破碎前処理後の運搬方法  
⑧破碎業の用に供する施設の保守点検の方法  
⑨火災予防上の措置

### (2) 事業計画書又は収支見積書から業の継続をできないことが明らかでないこと

※ 解体自動車やシュレッダーダストを不適正に大量保管してあり、その撤去が事業計画書や収支見積書から撤去ができないと認められるときには許可は認められません。

## 3 欠格要件に該当しないこと

法人、役員及び使用人等が、禁固以上の刑、関連法違反による罰金刑及び許可取消し後から5年を経過していないこと、暴力団関係でないこと等

※ 誓約書を参照

## 2 許可後の手続き

### (1) 許可の更新 (正本1部・副本2部 :手数料あり)

破砕業者は、許可を受けてから5年以内にその更新を受けなければなりません。許可の有効期限の3ヶ月前から、許可申請をしたときと同じ申請先で受付けます。

破砕業許可更新の申請書【国様式第8号】に従って作成し、『破砕業の添付書類一覧表』の「更新」に示す書類を添付してください。

### (2) 事業範囲変更の申請 (正本1部・副本2部 :手数料あり)

事業範囲の変更許可の申請は、破砕業の事業の範囲の変更許可申請書【国様式第10号】に従って作成することになります。それに『破砕業の添付書類一覧表』の「変更許可」で示す書類を添付し、許可申請をしたときと同じ申請先に提出してください。

### (3) 許可の変更届出 (正本1部・副本2部 :手数料なし)

破砕業として許可を受けた者が以下の事項を変更した場合、変更があった日から30日以内に破砕業変更届出書【国様式第11号】及び『破砕業の添付書類一覧表』の「変更届」で示すその届出に係る変更後の書類を添付し、許可申請をしたときと同じ申請先に提出してください。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 事業所の名称及び所在地
- ウ 法人にあっては、その役員の氏名及び住所並びに使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- エ 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
- オ 事業に使用する施設の概要
- カ 標準作業書の記載事項
- キ 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車または自動車破砕残さ等の積替え又は保管を行う場合の所在地、面積、保管量の上限
- ク 法人である場合、出資者等の氏名又は名称及び住所
- ケ 個人である場合、使用人の氏名及び住所

### (4) 許可証の再交付 (正本1部、副本1部 :手数料なし)

破砕業許可証を破り、汚し、又は失ったときは、許可証再交付申請書【県様式第2号】に従って作成し、破砕業許可証(登録通知書を失ったときを除く。)を許可証再交付申請書へ添付して、許可申請をしたときと同じ申請先へ提出してください。

### (5) 許可証の返納 (正本1部 :手数料なし)

許可を取り消されたとき又は破砕業許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、許可申請をしたときと同じ申請先へ許可証返納書【県様式第3号】に破砕業許可証を添付して許可申請先へ提出してください。

### (6) 廃業等の届出 (正本1部 :手数料なし)

廃業等をしたときは、その日から30日以内に、廃業等届出書【県様式第1号】に破砕業許可証を添付して許可申請先へ提出してください。